地球温暖化対策を推進するための森林整備等に係る財源の確保を求める意見書

森林は、木材を供給するという役割のみならず、地球温暖化の防止や国土の保全など国民生活に欠かせない多くの役割があり、特に、地球温暖化の防止に関しては、森林の整備そのものが吸収源対策として大きな役割を担っている。

このような中、国は税制による地球温暖化対策を強化する観点から、「地球温暖化対策のための税」を今年10月から導入したところであるが、その使い道は、地球温暖化対策の一つであるCO2排出抑制施策に限定され、もう一つの大きな柱である森林吸収源対策には全く充てることができない仕組みとなっている。

地域経済が疲弊している中、必要な財源を確保した上で、森林と路網の整備を適切に実施するとともに、木材の利用さらには木質バイオマスなど再生可能エネルギーの利用を促進することにより、森林・林業が再生し、これにより地域経済の活性化と雇用の確保が図られることとなることから、国全体で地球温暖化問題を真剣に取り上げ、森林吸収源対策を強力に推進していく必要がある。

現在、本県では10年後の県産材生産・消費量倍増を目指す「次世代林業プロジェクト」に取り組んでおり、間伐をはじめとする森林整備や県産材の利用促進などの森林吸収源対策を強力に進めているところである。

今後も、こうした森林整備等の森林吸収源対策を積極的に推進するためには、 安定的な財源を確保する仕組みが不可欠である。

よって、国においては、2013年度予算編成において、次の事項が実現されるよう強く要望する。

- 1 地球温暖化対策を着実に進める観点から、「地球温暖化対策のための税」の 使途に森林吸収源対策を位置付け、森林・林業・林産業における地球温暖化対 策の実行に必要な財源を確保するための措置を講じること。
- 2 上記1の財源によって、再生可能エネルギー源としての木質バイオマスや住宅分野における建築用材など木材の利用によるCO2排出抑制対策への支援を充実すること。
- 3 森林吸収源対策を積極的に進める地方の財源を確保すること。 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年12月19日

徳島県議会議長 樫 本 孝